

府中市議会政治倫理条例（仮称）素案への市民の意見の要旨

No	関係条項等	意見要旨	意見区分
1	前文	前文中に「市民との信頼関係を築く基盤として府中市議会政治倫理条例を制定する」とあり、第1条中に「公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与する」とある部分は倫理条例の肝となると考える。実効性のある条例となることを願う。	書面
2	前文	2年前の談合事件で2人の議員が逮捕されたのは、本人たちの不心得によるものであり、市議会全体が反省する問題ではないと考える。前文中「全議員が一丸となって」とあるのは、全議員が事件に関係があるかのように受け取られかねないため、この文言は削除すべき。	書面・口頭
3	前文	「全議員が一丸となって全力で」とある文言は不必要であると考え、削除し、適切な表現にすべき。	書面・口頭
4	第2条第3項	第3条に規定する市民の責務を果たすため、第2条第3項中「議会は、議員に学習の機会を提供する」とあるのを「議会は、議員と市民に学習の機会を提供する」とすべき。	書面・口頭
5	第4条	政治倫理基準として、議員が市の工事等を受注する業者から寄附や政治献金を受け取らないことが含まれていない場合は、これを対象に加えてほしい。	書面・口頭
6	第4条第4号	議員は市に対して市民からの要望を伝えることがある。条例第4条第4号のハラスメントに関する倫理基準について、正当な議論や要求が妨げられないよう、ただし書きを追加することが望ましい。	書面
7	第5条	第5条の請負等の辞退は、はっきりと「禁止する」とするほうが分かりやすい。	書面
8	第6条第1項	第6条の市民による審査請求に必要な連署の数について、有権者の500分の1となっているが、審査請求できる期間に議員任期中という制約があるので100人とするべき。	書面
9	第6条第1項	第6条の審査請求に必要な連署の数について、市民によるものは500分の1を1000分の1とし、議員によるものは3分の1を5分の1としてほしい。	書面・口頭
10	第6条第1項	第6条の審査請求に必要な連署の数について、市民によるものは500分の1を100人以上とし、議員によるものは3分の1を6分の1としてほしい。	口頭
11	第6条第2項	条例第6条第2項の規定の表現は、整理が不十分で難解である。「前項の規定による審査の請求は、審査の対象となる政治倫理基準違反行為と疑われる行為の日が属する議員としての任期中に行わなければならない。ただし、当該任期を経過した後であっても、当該議員が再選されている場合は、当該行為の日から1年以内に限り、審査を請求することができる。」としてはどうか。	書面
12	第6条第2項	審査請求の期限について、前任期終了後1年を超えたら審査請求できなくなるのは不十分である。職員においては、府中市職員倫理規定で、異動後3年間は異動前の利害関係者が引き続き利害関係者であるとみなされると規定されている。また、税理士においては、税制改正により不正に対する処分対象の拡大が行われ、脱税指南などの違反行為をした後に廃業しても処分を免れなくなった。これらに鑑み、審査請求の期限を考慮すべき。	口頭
13	第8条第1項	第8条の審査会の委員長及び副委員長は、独立性、公正・公平を保つため、審査対象議員の所属会派以外から互選するとしたほうがよい。	書面

No	関係条項等	意見要旨	意見区分
14	第8条第1項	審査会で審査を要する違反行為が発生した場合、損害を被るのは議員だけでなく、市民全員が何らかの損害を受けると考える。その意味で、審査会が議員だけで構成されることに違和感を覚え、内々で処理されてしまうことを危惧する。少なくとも法律の専門家の参加が必要ではないか。	書面
15	第8条第1項	現在の代議制では、投票者の意見が全て反映されるわけではない。第8条の審査会の委員には、議員のみではなく、市民と有識者を加えるべき。	書面
16	第8条第1項	第8条の審査会の委員は、議員のみではなく、市民及び学識経験者の参加を求める。	書面・口頭
17	第8条第1項 第13条第2項	審査会をより客観的で議会から独立した第三者機関に近づけることに加え、市民の意見を聴くことが肝要であると考え、第8条の審査会の委員は、有識者や市民と一部の議員としてほしい。また、これにより13条第2項は、削除する。	口頭
18	第8条第1項	前文において、府中市議会基本条例に触れ、市民との信頼関係を築く基盤として条例を制定するとあるが、この見地が条例全体に貫かれることが肝要と考える。審査会の委員について、議員のみではなく、市民の代表と学識経験者を加えてほしい。	口頭
19	第9条	第9条の委員の任期は、議員任期4年間と合わせた常設とすべき。	書面
20	第9条	第9条の審査会の委員の任期は、議員の任期と同様に4年間とする。また、折に触れて議会の政治倫理についてチェックする必要があると考えるため、審査会は常設とする。	口頭
21	第10条	審査会の会議の公開は、原則としてではなく、必須とすべき。	書面
22	第10条	第10条ただし書きの会議を非公開とすることができるという規定は、前文の市民との信頼関係や第1条の公正で開かれた民主的な市政に矛盾するため、不要と考える。	書面
23	第10条	第10条ただし書きは削除し、公開を原則とすべき。	書面・口頭
24	第10条	市民に開かれた議会とするため、審査会は、プライバシーに関するものを除いて原則公開するとし、ただし書きは削除したほうがよい。	口頭
25	第10条	事案によっては、審査会の会議を非公開とすることを必ずしも否定しないが、その場合、非公開の理由を明らかにしなければならないと規定してほしい。	口頭
26	第11条	第11条の守秘義務は、審査対象議員のプライバシーに関わる部分に限定するべき。	書面
27	第12条第2項	条例第12条第2項の審査結果に基づく措置については、審査結果が議決されていない中でどのようなものが想定されるか理解に苦しむところであり、当該規定の必要性が疑問である。	書面
28	第13条第2項	第13条第2項の「聞く」は、「聴く」とするのが適切である。	書面
29	第14条	第14条は、審査対象議員に資料の提出と会議への出席を選択する権利があるように誤解されるおそれがあり、それでは審査が全うできない。「審査対象議員は、審査会の求めに従い、調査に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明するなど、審査に協力しなければならない」などとしてはどうか。	書面
30	第14条 第16条	審査対象議員の権利と義務は、一括して規定するのが明解である。権利について定めた第16条を第14条第1項とし、義務について定めた第14条を第14条第2項としてはどうか。	書面

No	関係条項等	意見要旨	意見区分
31	第16条第2項	第16条第2項の「弁明書」は、正確には「意見書」というべきものである。それ以前に、審査結果に対する審査対象議員の意見を聴くのは妥当ではないと考える。また、その弁明書を審査結果と併せて公表することは、議会の権威や公表の迅速性を損なうことなどから行うべきではない。	書面
32	第17条	第17条の審査結果等の公表について、誰に向けて公表するか明確にするため、「市民に公表するものとする」としたほうがよい。	書面
33	第18条	第18条中「議会の名誉と品位を守り」との文言は、前文に規定すべき内容のため、本条では不要と考える。	書面
34	第18条	第18条の措置は、議長が議会に諮るのではなく、「議会は、審査会の審査結果を尊重し、審査対象議員に対して必要な措置を講じることができる」するべきではないか。	書面
35	第18条	措置の主体は、議長ではなく議会であると考えため、条文の主語を「議長」から「議会」にしたほうがよい。	口頭
36	第19条	第19条の「刑事事件により有罪の判決を受けた場合」は、他の議会の倫理条例と比較しても適用範囲が広く、行き過ぎではないか。適切な適用範囲の設定を求める。	書面
37	第20条	第20条の「拘留」は誤りで、正しくは「勾留」である。	書面
38	第21条	第21条の「刑事事件により有罪の判決を受け、刑が確定したとき」とするのは適用範囲が広すぎるため、適用範囲を適切に限定すべきである。	書面
39	第21条	第21条の「辞職の手続をとるものとする」との表現については、端的に「辞職するものとする」という表現とするほうがよい。いずれの表現でも訓示規定であり、裁判所により違法と判断される可能性は限りなく低い。	書面
40	第22条	宣誓書は、議長に提出する規定となっているが、議長も提出するのか。そうであれば一議員である議長に提出することに疑問を覚える。本来、市民に対して宣誓すべきものと考えため、議長が取りまとめ議会事務局に提出することを提案する。	書面
41	第22条	第22条の宣誓について、新人議員は宣誓書と引き換えに議員バッヂを渡すこととし、宣誓書を提出しない議員は、ホームページ、市報等で公表すべき。	書面
42	第23条第1項	第23条第1項の研修について、「年1回、市民とともに」の文言を入れ、市のコンプライアンス推進月間の時期に合わせて実施するのがよいと考える。	書面
43	第24条	第24条は「議長は、この条例を速やかに施行する」とするべき。審査会に付託したにもかかわらず、議長が必要な事項を定めるのは、審査会に対する信頼に矛盾する。	書面
44	第24条	第24条の委任の趣旨が必要な事項を全て議長が定めることだとすると、あまりに主体性がないように思える。よって、「議会の同意を得て議長が定める」としていただきたい。	書面・口頭
45	第24条	第24条は「議会は、この条例の施行について、議員任期2年目に検証を行う」とし、検証時には市民からの意見を募集してほしい。	書面・口頭
46	第24条	委任の規定には、「議会に諮って」の文言を追加すべき。	口頭
47	その他	この条例には、わずかな例外を除き、基本的に賛成する。	書面・口頭
48	その他	事件が発生したことは市民として恥ずべきことであるが、今回、市議会議員による倫理条例が作成されたことは喜ばしいことである。	書面・口頭
49	その他	素案の段階で、市民の意見を聴く会が設けられたことは歓迎したい。	書面・口頭

No	関係条項等	意見要旨	意見区分
50	その他	本条例の制定過程の議論が中継されるとともに、素案段階で全文が公開され、書面での意見募集が行われたことや意見を聴く会が設けられたことは大変結構なことと思う。	口頭
51	その他	事件の再発防止には、倫理規定の強化と同時に議会機能の検証の強化が必要不可欠である。倫理条例に、市民、職員、議員からの申立てに基づき、議員の行状を中心に4年に1度検証を行う条文を追加するとともに、議会基本条例第18条に、4年に1度議会機能の検証を行うことを加えていただきたい。	書面・口頭
52	その他	第23条教育の規定の次に「検証」の規定として、「議会は、条例の目的が達成されているかどうかを有識者や市民の意見を聴取した上で2年に1回は検証を行う。議会はその検証の結果、この条例の見直しが必要と認めた場合、速やかに適切な措置を講じるものとする」を追加すべき。	口頭
53	その他	条例の検証の規定として、議会はこの条例の目的が達成されているか検証するとし、この検証は少なくとも4年間の議員の任期中に行うことを新設してほしい。	口頭
54	その他	何らかの決定機能・判断機能を有する会においては、その成立要件の規定が不可欠と考えるが、本条例で審査会の成立要件が規定されていないのは条例として不備ではないか。	書面
55	その他	条例素案中、「議長」と示されているもののうち、「議会」とするのが適切であると思われる箇所がある。	書面
56	その他	不正を犯した議員に対する罰則を条例に明記していただきたい。	口頭
57	その他	本条例は、一般的に「審査」制度とされているものとは相入れない、違和感のある条文がある。ここには、同僚議員の行為を弾劾することに辛さを感じ、泣いて馬謖を斬ることに徹しきれない心情が伺える。泣いて馬謖を斬ることに徹することで、議会の事情の意思と能力がはっきりし、住民の信頼に大きく寄与する。これを踏まえ、本条例を泣いて馬謖を斬る制度にするかを適切に判断いただきたい。	口頭
58	その他	市民の意見を聴く際には、素案がまとまるまでの検討経過を紹介すべきである。	書面
59	その他	官製談合事件が発生した背景や真相が議会で究明されていない中で作成された本条例素案には瑕疵がある。	書面
60	その他	公契約関係競売入札妨害事件に係る再発防止対策特別委員会の委員にハラスメントをしている議員がいる。このような委員が所属する委員会で作成された本条例素案には瑕疵がある。	書面
61	その他	審査会の議事録を作成し、公文書として保管することで、後世の市民が勉強会等でも活用できるようにすることを求める。	書面
62	その他	6月2日付の市議会だよりに「府中市議会基本条例の検証に向けて」との記事があったが、議論の経緯がよく分からない。再発防止対策として議会基本条例第2条第6号（不断の改革）及び第18条（改革と検証条項）の強化を含む議会改革の議論が継続していることを説明し、今任期議員の責任で次期の議員に書面で申し送りするべき。	書面・口頭
63	その他	議会基本条例との整合性はどうか。	書面
64	その他	市が業者から軽んじられているように見受けられ、不祥事が再発することを危惧している。議員は、そのようなことが起きないように目を光らせてほしい。	口頭